

## 公用車利用の適正化のための工程表について

平成20年8月28日

国土交通省

本日、別添のとおり公用車利用の適正化のための工程表を作成しましたので、お知らせ致します。

(問い合わせ先)

○全体及び方針1について

国土交通省大臣官房地方課長 首藤 祐司

代表 5253-8111 内線 21-901 / 直通 5253-8208

○方針2(Ⅱ.2を除く)について

国土交通省大臣官房会計課 企画専門官 高橋 謙司

代表 5253-8111 内線 21-662 / 直通 5253-8199

○方針2(Ⅱ.2)について

国土交通省大臣官房福利厚生課 企画官 熊谷 啓

代表 5253-8111 内線 22-102 / 直通 5253-8210

# 公用車利用の適正化のための工程表

平成20年8月28日  
国土交通省

国土交通省で所有する公用車（連絡用車両）については、国民の目から見て納得できる用途に限定した必要最小限の台数に縮減するとともに、車両管理業務の発注について、一般競争入札で実施するとともに発注を大幅に削減する、こととした「公用車利用の適正化に関する方針（平成20年7月22日）」に基づき、公用車利用の適正化に向けた取り組みについての的確な進捗管理を行うため、以下のような工程表を作成した。

今後は、この工程表に沿って、公用車利用の適正化のための作業を具体的に進めていくこととする。

※ 連絡用車両：いわゆる3，5，7ナンバーのセダン又はステーションワゴンタイプのもの

## I. 公用車の削減と利用の適正化【方針1】

【順次実施、遅くともH22年度までに完了】

- (1) 以下の見直し作業方針を踏まえ、事務事業ごと部局ごとに利用する業務の実態を精査して削減数を決定（～9月）

\* 公用車台数：4,123台（平成18年度末）

- (2) 公用車の削減と利用の適正化作業の方針

○関係機関等との会議・打合せのための移動など公共交通機関の利用が適切な場合には、原則として公共交通機関を利用

○高額車両（300万円以上）については、国民の目から見て納得の得られるものを除き、原則として廃止

\* 高額車両（300万円以上）：1,286台（平成18年度末）

- ・ 環境調達や積雪寒冷地仕様など高額となる要因については配慮することとするが、その場合でも、最小限の金額に抑制
- ・ 車両の利用状況を見て、十分利用されていないものは処分し、大型であるのに少人数で利用されているものは小型自動車へ買い換える等の見直し
- ・ できる限り速やかに実施することとするが、処分の際の適切な価格の確保や処分時期など、経済面の合理性には配慮



○高額の車両以外についても、当該車両の用途、利用環境に応じた車種、車格等への見直し

・主として短距離、多頻度の用途向けには軽自動車を導入

○車両の一時的な利用増については、必要性に応じてレンタル方式も活用

○職員自らが運転する車等については、安全面、業務の効率化を踏まえリース方式も活用

(3) 事務事業ごと部局ごとに定めた削減数に従って、実際の削減を実施（～H22年度）

## Ⅱ. 車両管理委託業務の大幅なスリム化【方針2】

### 1. 委託台数の削減

○管理委託の削減

◆公用車については、災害・事故対応や走行しながらの調査・説明業務を行う場合など、業務の安全性、効率性などの観点から真に必要な場合に限定して車両管理委託業務を行うこととし、これ以外の場合には、今後、必要な環境整備を図りながら職員自らが運転することとする。

車両管理業務の委託台数については、係る観点から徹底的な見直しを行うこととし、I.(1)による公用車の削減台数も踏まえ、事務事業ごと部局ごとに委託の実態を精査して具体的な計画を設定（～9月）

◆各部局における削減の実施（～H22年度）

### 2. 職員による自動車運転業務の環境整備

○職員による自動車運転業務のための環境整備【～9月】

◆環境整備が必要となる事項の整理

◆事故時の対応マニュアルの整備、支援窓口の明確化などの事故時のサポート体制等の環境を速やかに整備

【一部は12月まで】



### 3. 車両管理業務に係る契約手法の改善

○民間参入を進めるための入札契約方式の改善の検討（一般競争入札の実施）【～12月】

- ◆対象とすべき車種、用途等、委託内容の整理
- ◆民間参入を進めるための契約方式の改善に向けた検討
- ◆契約に係る情報公開の拡大

○入札スケジュール等の改善【～12月】

- ◆標準的な入札スケジュールの提示
- ◆業務引継の円滑化

### 4. 年度後半発注の適正化

○先行的に一般競争入札を実施【8月】

- ◆一般競争入札の完全実施
- ◆入札参加資格要件の見直し
- ◆委託台数の徹底的な削減指示

○入札結果の公表【9月】

- ◆契約金額、契約台数、入札参加者数等の一括公表



# 公用車利用の適正化のための工程表

		平成20年度										平成21年度	平成22年度
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
方針1: 公用車の削減と利用の適正化 【順次実施、遅くともH22年度までに完了】	○ 公用車の削減と利用の適正化	公用車の削減と利用の適正化作業の方針の設定 ・公共交通機関の利用 ・高級の車両は原則廃止 ・用途に応じた車種、車格等への見直し ・リース方式、レンタル方式の活用	作業の方針を踏まえ、事業ごと部局ごとに実績を精査して削減数を設定(9月中)	(各部局においてH20年度分の削減を実施)								(H21年度分の削減を実施)	(H22年度分の削減を実施)
	○ 委託台数の削減	真に必要な場合に限定して車両管理委託業務を行う観点から徹底的な見直しの設定	公用車の台数削減を踏まえて委託を削減										
方針2: 車両管理委託業務の大幅なスリム化	○ 職員による自動車運転業務の環境整備	職員による自動車運転業務のための環境整備	事業ごと部局ごとに委託の実態を精査して具体的な計画を設定(9月中)	(各部局においてH20年度分の削減を実施)								(H21年度分の削減を実施)	(H22年度分の削減を実施)
	◆ 一般競争入札の実施	環境整備 ・必要事項整理 ・事故時のサポート体制等の環境整備											
	○ 車両管理業務に係る契約手法の改善	職員による自動車運転業務のための環境整備 ・環境整備 ・必要事項整理 ・事故時のサポート体制等の環境整備 民間参入を進めるための入札契約方式改善の検討 標準的なスケジュール等の提示											
	○ 平成20年度後半の業務発注等	先行的に一般競争入札を実施	入札結果の公表(9/11前後)									平成21年度の一般競争入札の実施	平成22年度の一般競争入札の実施

注) 連絡用車両(いわゆる3, 5, 7ナンバーのセダン又はステーションワゴン)タイプのもの

★ 平成20年度後半の業務発注については、より多くの事業者が入札参加できるように、次の事項を実施。

- ① 契約開始の1箇月前(8月末)に落札決定し、余裕を持ったスケジュールで実施。
- ② 新規参入ができるように、過去の受注実績を要件としないなど入札参加資格要件を見直し。
- ③ 中小企業でも参入しやすいように発注ロットを縮小。
- ④ 特殊車両の運転等を委託内容から分離。
- ⑤ 実質的な競争性を確保・拡大するため、関連業界や業界紙に働き掛け。